

令和2年度第1回宮城県建築審査会

日 時 令和2年7月20日（月）午後4時00分
場 所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県行政庁舎 611会議室

次 第

1 開 会

2 審議事項

第1号議案

建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さの例外許可に対する同意について

第2号議案

建築基準法第44条第1項第二号の規定による道路内の建築制限の例外許可に対する同意について

第3号議案

建築基準法第44条第1項第二号の規定による道路内の建築制限の例外許可に対する同意について

3 報告事項

建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について

4 その他

- ・ 次回の建築審査会の開催予定について
令和2年9月28日（月）午後4時00分から
宮城県行政庁舎9階 第一会議室

5 閉 会

宮城県建築審査会委員名簿

氏名	役職名	専門	摘要
かざみ しょうぞう 風見 正三	宮城大学理事・副学長・教授	都市計画	
つのだ まさお 角田 正雄	元宮城県土木部次長 (公益財団法人建築技術教育普及センター 東北支部事務局長)	行政	
すずき 覚 鈴木 覚	弁護士(鈴木覚法律事務所)	法律	
たかやま ひでき 高山 秀樹	仙台商工会議所理事・事務局長	経済	
たかはし なおこ 高橋 直子	株式会社伝統建築研究所代表取締役	建築	欠席
まとう ゆき 佐藤 有紀	佐藤有紀一級建築士事務所	建築	
たかだ おむ 高田 修	公益社団法人宮城県医師会理事 (たかだこども医院 院長)	公衆衛生	

事務局名簿

氏名	役職名	備考
千葉 博之	技術参事兼建築宅地課長	
伊藤 利彦	副参事兼課長補佐(総括)	
高橋 亘	技術副参事兼課長補佐(総括)	
狩野 徳広	技術補佐(建築指導班長)	
鈴木 雪枝	技術主幹	
小林 達央	技師	
小平 康智	技師	

会 議 の 進 行

事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
まず、本年4月の異動により、当審査会事務局員の変更がありましたので、班長より紹介いたします。

(事務局紹介)

本日の会議の定足数を確認いたします。
本日は、委員6名の出席をいただいております。宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは会長、審議の進行をよろしく願いいたします。

<次第1 開会>

議長 ただいまから、令和2年度 第1回宮城県建築審査会を開催いたします。
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 本日の傍聴希望者は、おりません。

<議事録署名委員の指名>

議長 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
本日の議事録の署名を、角田委員と鈴木委員にお願いします。

< 次第2 審議事項 >

議長 はじめに、本日審議する案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 | 本日審議いただく案件について、ご説明いたします。
議案3件と報告事項43件でございます。
第1号議案は、建築基準法第55条第3項の規定による、建築物の高さの例外許可に対する同意についての案件です。
場所は、南三陸町で、用途は高等学校です。
第2号議案と第3号議案は、建築基準法第44条第1項第二号の規定による、道路内の建築制限の例外許可に対する同意についての案件です。
場所は、利府町で、用途はバス停留所の上屋です。
また、報告事項といたしましては、事前同意基準に基づく許可状況についての報告でございます。
それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<第1号議案の審議>

議長 | まず、個別の案件について審議いたします。
第1号議案について、事務局から説明願います。

事務局 | (第1号議案について説明)

議長 | ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。

鈴木委員 | 北側は住宅街との説明がありましたが、1号議案の5ページの航空写真で、南西側の白っぽい屋根のようなものは何でしょうか。

事務局 | 仮設住宅です。

鈴木委員 | 高さは仮設住宅の方が低いということでしょうか。

事務局 1号議案の4ページの配置図から、今回の地盤よりは少し下がることにはなりますが、いずれこの仮設住宅も撤去されることにはなりますので、支障なくなるものと考えております。

鈴木委員 別な質問ですが、今回の新築予定の建物と同じくらいの高さの建物はありますか。

事務局 今回の敷地内で、高さ10mを超えるものは、北側の校舎群が12.5mくらいの高さです。第一体育館は14mくらい。第二体育館は19mくらいになっております。

第一体育館は、建設が古いので既存不適格という扱いになりますが、校舎は平成21年、第二体育館は平成10年に、それぞれ今回と同様の許可を取って建てられております。

鈴木委員 そうすると、一番高いのは第二体育館で、今回はそれに準ずるくらいの高さのようなイメージなのでしょうか。

事務局 はい、そうです。

鈴木委員 日影については、敷地の状況からみて周囲に影響はないのですね。

事務局 はい、影響ありません。今回の屋内運動場の建て替えをもって、敷地外に新たな影を落とすことはないのです、支障はありません。

鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 他にはありませんか。

議長 他にご質問がないようでしたら、本件の許可につきまして、同意することにご異議ありませんか。

(異議ありません。)

議 長 ご異議がないようですので、本件は同意することとします。

<第2号議案、第3号議案>

議 長 続いて、第2号議案、第3号議案について、事務局から説明願います。

(第2号議案、第3号議案について説明)

議 長 ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。

佐藤委員 9ページの別願建物は、今回の申請建物の後に計画されるというものですか。

事務局 別願建物は、ミヤコーバスのバス停上屋です。これも今回新築するものですが、バス停留所上屋で、道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送業の事業の用に供するものは、事前同意基準で許可できることになっておりますので、審査会に附議せずに許可が可能です。このことから、今回は、申請建物1、2について審査会の同意を得ようとしているものです。

鈴木委員 通行上支障がないという場合の支障は、車目線で判定するのか、歩行者の通行を踏まえて考えなければならないのかを教えてください。

事務局 両方の目線で支障がないと判断すべきだと考えております。たとえば、申請建築物2で言えば、上屋を設置することで歩道が少し狭められることにはなりますが、依然として3mくらいの広い幅員が残りますので、歩行者目線で考えて支障ないと考えております。それから、地先境界ブロック等での段差により、車道と歩道が区分され、車両が通行すべきところは明確になっていることから、車両の目線から言っても通行上支障がないと考えております。

議 長 他にございますか。

議 長 バスの停車位置が交差点の入り口からの位置に近いようですが、その位置は検証されているのですか。

事務局 これについては、警察との協議によって支障のありなしが判断されます。当然、今回もその協議で位置が検討され、決定されておりますので、支障がないものと考えております。

高山委員 審査会上がってくる案件は全て、警察との打ち合わせは済んだものが上がってきているということで認識してよろしいでしょうか。

事務局 建築基準法第44条の道路内建築物に関しては必ず警察との協議を経て上がってきます。

議 長 他にご質問はありませんか。

よろしいですか。

ご質問がないようですので、本件の許可につきましては、同意することにご異議ありませんか。

(異議ありません。)

議 長 ご異議がないようですので、本件は同意することとします。

議 長 以上をもちまして、本日の審議事項は終了いたします。

< 次第3 報告事項 >

議 長 次に、報告事項について、事務局から説明願います。

事 務 局 建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。

(事前同意基準に基づく許可状況について報告)

建築審査会事前同意基準に基づく許可状況の報告事項は、以上になります。

議 長 事務局からの報告事項等について、ご質問等がありましたらお願いします。

ご質問がなければ、続いて、その他に移ります。事務局から説明願います。

< 次第4 その他 >

事 務 局 次回の開催日程についてです。次回は令和2年9月28日(月)午後4時から、宮城県行政庁舎9階 第一会議室において開催を予定しております。

開催については、別途文書でご連絡いたします。

なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、ご連絡ください。

以上でございます。

< 次第5 閉会 >

議 長 以上で、本日の議事はすべて終了といたします。